

2024年4月1日

新設分割に関する事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに
会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都中央区新川一丁目2番12号
キッズウェル・バイオ株式会社
代表取締役 紅林 伸也

東京都中央区新川一丁目2番12号
株式会社 S-Quatre
代表取締役 三谷 泰之

キッズウェル・バイオ株式会社（以下、「分割会社」という。）は、2024年1月12日付新設分割計画書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社の細胞治療事業（再生医療）（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社 S-Quatre（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行いました。

本新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条並びに会社法第815条第3項第2号の定めるところにより、開示すべき事項は次のとおりです。

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
2024年4月1日
2. 会社法第805条の2の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）
本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当するため、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施していません。
3. 会社法第806条、第808条および第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当するため、反対株主の株式買取請求に関する手続（会社法第 806 条の規定による手続）は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第 808 条の規定による手続）は実施しておりません。

(3) 債権者保護手続

本新設分割において、新設会社が分割会社から承継する債務を重疊的債務引受により負担することと致しましたので、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に規定する債権者はありません。したがって、分割会社は債権者保護手続（会社法第 810 条の規定による手続）は実施しておりません。

4. 本新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、2024 年 4 月 1 日をもって、分割会社より、新設分割計画書に記載された本件事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. その他本新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当する事項はありません。

以上